

大阪府規則第七十四号

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則（平成十八年大阪府規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第三章 建築物の環境配慮（第十九条―第三十条）</p> <p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（第三十六条―第三十九条）</p> <p>第五章 エネルギーを効率的に利用する発電設備（第四十条―第四十四条）</p> <p>附則</p> <p>（対策計画書の記載事項）</p> <p>第六条 条例第九条第一項第二号の規則で定める事業所は、府の区域内に設置している全ての事業所とする。ただし、第三条第三号のみに該当する者が設置している事業所にあつては、当該事業所の建築物の延べ面積（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二条第四号に規定する延べ面積をいう。以下同じ。）が三百平方メートル以上の事業所とする。</p> <p>（特定建築物の規模等）</p> <p>第十九条 条例第十六条第二項の規則で定める規模は、延べ面積（増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分の床面積（建築基準法施行令第二条第三号に規定する床面積をいう。以下同じ。）の合計）が二千平方メートルであるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第十六条第三項の規則で定める非住宅部分は、非住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第十一条第一項に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）（工場等（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成二十八年経済産業省令 第一号）第十条第一号に規定する工場等をいう。）の用途に供する建築物の部分を除く。）の床面積（内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が二十分の一以上であるものの床面積を除く。次項及び第二十四条において同じ。）の合計が一万平方メートル以上の建築物の非住宅部分とする。</p> <p>4 条例第十六条第四項の規則で定める非住宅部分は、増築又は改築に係る部分（非住宅部分に限る。）の床面積の合計が一万平方メートル</p>	<p>目次</p> <p>第二章・第三章（略）</p> <p>第三章 建築物の環境配慮（第十九条―第三十条）</p> <p>第四章 エネルギーの使用の抑制等に関する情報の交換の促進（第三十五条―第三十八条）</p> <p>第五章 エネルギーを効率的に利用する発電設備（第三十九条―第四十三条）</p> <p>附則</p> <p>（対策計画書の記載事項）</p> <p>第六条 条例第九条第一項第二号の規則で定める事業所は、府の区域内に設置している全ての事業所とする。ただし、第三条第三号のみに該当する者が設置している事業所にあつては、当該事業所の建築物の延べ面積が三百平方メートル以上の事業所とする。</p> <p>（特定建築物の規模等）</p> <p>第十九条 条例第十六条第二項の規則で定める規模は、建築物（建築物の増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。第三項において同じ。）の延べ面積が二千平方メートルであるものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 条例第十六条第三項の規則で定める規模は、建築物（次項各号に掲げる用途に供する部分に限る。）の延べ面積の合計が一万平方メートルであるものとする。</p> <p>4 条例第十六条第三項の規則で定める建築物は、次に掲げる用途に供する建築物とする。</p>

以上の建築物の当該増築又は改築をしようとする非住宅部分とする。

5 | 条例第十六条第五項の規則で定める用途は、建築物のエネルギー性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号。以下「建築物省エネルギー法施行令」という。）第七条第一項各号に掲げる用途とする。

（建築物環境計画書の変更の届出）
第二十三条 条例第十八条第一項の規定による届出は、変更をした日から三十日以内に、建築物環境計画変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。

2 | 条例第十八条第二項の規定による届出は、変更に係る工事に着手する日の十五日前までに、建築物環境計画変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。

（軽微な変更）
第二十四条 条例第十八条第二項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更で、特定建築物の延べ面積の増加を伴わないもの（第十九条第三項に規定する非

- 一 事務所、官公署その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 二 ホテル、旅館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 三 病院、老人ホーム、身体障害者福祉ホームその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 四 百貨店、マーケットその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 五 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 六 飲食店、食堂、喫茶店、キャバレーその他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 七 図書館、博物館その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 八 体育館、公会堂、集会場、ボート場、劇場、アスレチック場、スケート場、浴場施設、競馬場又は競輪場、社寺その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 九 映画館、カラオケボックス、ぱちんこ屋その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの
- 十 工場、倉庫、自動車庫、自転車駐車場、倉庫、観覧場、卸売市場、火葬場その他エネルギーの使用の状況に関してこれらに類するもの

5 | 条例第十六条第三項の規定により講ずべき措置については、前項の規則で定める建築物のうち同項各号に掲げる用途に供する部分（建築物の増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。）に限って適用するものとする。

（建築物環境計画書の変更の届出）
第二十三条 条例第十八条第一項の規定による届出は、条例第十七条第一項第一号及び第二号に掲げる事項の変更にあつては変更をした日から三十日以内に、同項第三号から第五号までに掲げる事項の変更にあつては変更に係る工事に着手する日の十五日前までに、建築物環境計画変更届出書（様式第七号）を提出して行わなければならない。

（届出を要しない変更）
第二十四条 条例第十八条第一項ただし書の規則で定める軽微な変更その他の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

一 条例第十七条第一項第三号に掲げる事項の変更で、特定建築物の延べ面積の増加を伴わないもの（第十九条第四項の規則で定

住宅部分又は同条第四項に規定する増築若しくは改築に係る部分の床面積の合計が一平方メートル以上になる変更を除く。)

二 (略)

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第三十条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築主等(販売等受託者を含む。以下同じ。)が条例第二十一条の広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日から十五日以内に、建築物環境性能表示届出書(様式第十号)を提出して行わなければならない。

2 前項の建築物環境性能表示届出書には、特定建築主等が建築物環境性能表示を最初に表示した同項の広告又はその写しを添付しなければならない。

第三十四条 (略)

(適用除外)

第三十五条 条例二十八条第一号の規則で定める建築物は、建築物省エネルギー法施行令第七条第二項各号に掲げる建築物及びこれらに準ずる建築物とする。

2 条例二十八条第二号の規則で定める仮設の建築物は、建築物省エネルギー法施行令第七条第三項各号に掲げる建築物とする。

第四章 (略)

(電気需給対策計画書の作成等)

第三十六条 条例第三十条第一項の規定による届出は、電気需給対策計画書(様式第十二号)を提出して行わなければならない。

2 (略)

3 条例第三十条第一項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

1・2 (略)

4 (略)

(電気需給対策計画書の公表)

第三十七条 条例第三十条第二項の規定による公表は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

(電気需給対策報告書の届出等)

第三十八条 条例第三十一条第一項の規定による届出は、電気需給対策報告書(様式第十三号)を提出して行わなければならない。

2 前項の電気需給対策報告書は、第三十六条第二項に規定する期間ごとに作成しなければならない。

3 条例第三十一条第一項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

める建築物(同項各号に掲げる用途に供する部分(建築物の増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る部分に限る。)に限る。)の延べ面積の合計が一平方メートル以上になる変更を除く。)

二 (略)

(建築物環境性能表示の表示の届出)

第三十条 条例第二十三条第一項の規定による届出は、特定建築主(販売等受託者を含む。以下同じ。)が条例第二十一条の広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日から十五日以内に、建築物環境性能表示届出書(様式第十号)を提出して行わなければならない。

2 前項の建築物環境性能表示届出書には、特定建築主が建築物環境性能表示を最初に表示した同項の広告又はその写しを添付しなければならない。

第三十四条 (略)

(適用除外)

第三十五条 条例二十九条第一号の規則で定める建築物は、建築物省エネルギー法施行令第七条第二項各号に掲げる建築物及びこれらに準ずる建築物とする。

2 条例二十九条第二号の規則で定める仮設の建築物は、建築物省エネルギー法施行令第七条第三項各号に掲げる建築物とする。

第四章 (略)

(電気需給対策計画書の作成等)

第三十五条 条例第二十九条第一項の規定による届出は、電気需給対策計画書(様式第十二号)を提出して行わなければならない。

2 (略)

3 条例第二十九条第一項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる計画の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

1・2 (略)

4 (略)

(電気需給対策計画書の公表)

第三十六条 条例第二十九条第二項の規定による公表は、同条第一項第一号から第四号までに掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

(電気需給対策報告書の届出等)

第三十七条 条例第三十条第一項の規定による届出は、電気需給対策報告書(様式第十三号)を提出して行わなければならない。

2 前項の電気需給対策報告書は、第三十五条第二項に規定する期間ごとに作成しなければならない。

3 条例第三十条第一項の規定による届出は、毎年、次の各号に掲げる報告の区分に応じ、当該各号に定める日までに行わなければならない。

い。

一・二 (略)

4 第三十六条第四項の規定は、第二項の期間及び前項の届出の時期について準用する。

(電気需給対策報告書の公表)

第三十九条 条例第三十一条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

一 条例第三十条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二・三 (略)

(エネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低い発電設備)

第四十条 条例第三十三条第一項のエネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものであつて規則で定めるものは、窒素酸化物の発生を抑制するため、あらかじめ空気と十分に混合し希薄な状態にした燃料を燃焼させる方式のガスタービン(専ら都市ガス(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第十二条第一項の規定により同法第五条の規定による改正後のガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者を含む。)により供給されるガスをいう。)又は液化天然ガスを燃焼させるものに限る。)により火力を電気に変換する設備であつて、出力の合計が二万キロワット以上であるもの(環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項に規定する対象事業に係るものを除く。)とする。

(発電設備計画書の作成等)

第四十一条 条例第三十三条第一項の規定による届出は、発電設備計画書(様式第十四号)を提出して行わなければならない。

2 条例第三十三条第一項の規定による届出は、次に掲げる行為(二以上の行為がある場合にあつては、最初に行われるもの)が行われる日の前日までに行わなければならない。

一―十 (略)

3 条例第三十三条第一項第七号の規則で定める事項は、環境の保全のために発電設備を設置する敷地において講じようとする措置(条例第三十三条第一項第五号に該当するものを除く。)がある場合には、当該措置とする。

(発電設備計画書の公表)

第四十二条 条例第三十三条第二項の規定による公表は、同条第一項各号に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

(事後調査結果報告書の届出等)

第四十三条 条例第三十四条第一項の規定による届出は、事後調査結果報告書(様式第十五号)

一・二 (略)

4 第三十五条第四項の規定は、第二項の期間及び前項の届出の時期について準用する。

(電気需給対策報告書の公表)

第三十八条 条例第三十条第二項の規定による公表は、次に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

一 条例第二十九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二・三 (略)

(エネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低い発電設備)

第三十九条 条例第三十二条第一項のエネルギーを効率的に利用し環境への負荷の程度が低いものであつて規則で定めるものは、窒素酸化物の発生を抑制するため、あらかじめ空気と十分に混合し希薄な状態にした燃料を燃焼させる方式のガスタービン(専ら都市ガス(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第三項に規定するガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第十二条第一項の規定により同法第五条の規定による改正後のガス事業法第三条の登録を受けたものとみなされる者を含む。)により供給されるガスをいう。)又は液化天然ガスを燃焼させるものに限る。)により火力を電気に変換する設備であつて、出力の合計が二万キロワット以上であるもの(環境影響評価法(平成九年法律第八十一号)第二条第四項に規定する対象事業に係るものを除く。)とする。

(発電設備計画書の作成等)

第四十条 条例第三十二条第一項の規定による届出は、発電設備計画書(様式第十四号)を提出して行わなければならない。

2 条例第三十二条第一項の規定による届出は、次に掲げる行為(二以上の行為がある場合にあつては、最初に行われるもの)が行われる日の前日までに行わなければならない。

一―十 (略)

3 条例第三十二条第一項第七号の規則で定める事項は、環境の保全のために発電設備を設置する敷地において講じようとする措置(条例第三十二条第一項第五号に該当するものを除く。)がある場合には、当該措置とする。

(発電設備計画書の公表)

第四十一条 条例第三十二条第二項の規定による公表は、同条第一項各号に掲げる事項について、第八条各号に掲げる方法により行うものとする。

(事後調査結果報告書の届出等)

第四十二条 条例第三十三条第一項の規定による届出は、事後調査結果報告書(様式第十五号)

様式第6号（第20条関係）

建築物環境計画書 (第一面)	
<p>大阪府温暖化の防止等に関する条例第17条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> <p>大阪府知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出者 住所 氏名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>【特定建築物の名称】</p> <p>【特定建築物の所在地】</p> <p>【特定建築物の概要】 第三面のとおり</p> <p>【建築物の環境配慮のために講じようとする措置】</p> <p>1 大阪府温暖化の防止等に関する条例第16条第2項の再生可能エネルギー源を利用する設備の導入概況結果</p> <p><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー源を利用する設備を導入する。</p> <p><input type="checkbox"/> 再生可能エネルギー源を利用する設備を導入しない。</p> <p>2 大阪府温暖化の防止等に関する条例第16条第3項及び第4項に規定する建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置</p> <p><input type="checkbox"/> 住宅部分</p> <p style="margin-left: 20px;">【建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外</p> <p style="margin-left: 20px;">【建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外</p> <p><input type="checkbox"/> 非住宅部分</p> <p style="margin-left: 20px;">【建築物の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外</p> <p style="margin-left: 20px;">【建築物に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のための措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 不適合 <input type="checkbox"/> 対象外</p> <p>3 その他 別添のとおり</p> <p>【条例第16条第6項の規定による評価の結果】 別添のとおり</p>	<p style="text-align: center;">※大阪府受付欄</p> <p>備考1 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）の記載を 自署で行う場合は、押印を省略することができます。</p> <p>2 <input type="checkbox"/> のある欄には、該当する□内（印）を記入してください。</p> <p>3 ※印のある欄は、記入しないでください。</p>

様式第六号から様式第十一号までを次のように改める。

2 (略)

3 条例第三十四条第一項の規定による届出は、調査を行った日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

(事後調査結果報告書の公表)

第四十四条 条例第三十四条第二項の規定による公表は、事後調査の結果を第八条各号に掲げの方法により行うものとする。

2 (略)

3 条例第三十三条第一項の規定による届出は、調査を行った日の属する月の翌月の末日までに行わなければならない。

(事後調査結果報告書の公表)

第四十三条 条例第三十三条第二項の規定による公表は、事後調査の結果を第八条各号に掲げの方法により行うものとする。

【特定建築物の概要】

- 1 工事の種別 新築 増築 改築
- 2 建築面積 m^2
- 3 用途別床面積

用途	床面積の合計 (㎡)
住宅部分	
集合住宅	
事務所	
学校	
物販店	
飲食店	
集会所	
工場	
病院	
ホテル	
計	
合計	

- 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第4条第1項に規定する床面積

- イ 届出部分 m^2
- ロ 届出以外の部分 m^2
- 5 平成29年4月1日に存する建築物の非住宅部分の床面積 m^2
- 6 構造 鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造 鉄骨造 木造 ()

- 7 高さ m
- 8 階数 地上 階、 地下 階
- 9 工事着手予定年月日 年 月 日
- 10 工事完了予定年月日 年 月 日

【特定建築物の敷地の概要】

- 1 地名地番 m^2
- 2 住居表示 m^2
- 3 敷地面積
- イ 敷地面積
- ロ 敷地面積 (評価した敷地面積をいう。)

【備考】

【建築主等の概要】

- 1 建築主
 - イ 氏名のフリガナ
 - ロ 氏名
 - ハ 郵便番号
 - ニ 住所
 - ホ 電話番号
- 2 代理人 () 建築士 () 登録第 号
 - イ 資格
 - ロ 氏名
 - ハ 勤務先 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - ニ 郵便番号
 - ホ 所在地
 - ヘ 電話番号
 - ト ファクシミリ番号
 - チ 電子メールアドレス
- 3 建築物の環境配慮に係る設計をした建築士事務所
 - イ 代表者氏名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - ロ 建築士事務所名
 - ハ 郵便番号
 - ニ 所在地
 - ホ 電話番号
 - ヘ 作成又は確認した設計図書

備考1 建築主、建築士事務所がそれぞれ2者以上の場合は、第二面は代表となる建築主、建築士事務所について記入し、別紙に他の建築主、建築士事務所について記入して添えてください。

2 2欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

様式第8号（第25条関係）

建築物工事取りやめ届出書

大阪府温暖化の防止等に関する条例第19条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大阪府知事 様
年 月 日

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (印)

1 工事を取りやめる特定建築物の直前の届出の内容

イ 特定建築物の名称
ロ 特定建築物の所在地
ハ 届出年月日
ニ 届出番号
ホ 工事を取りやめた年月日

2 代理者

イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
ロ 氏名
ハ 勤務先 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ 郵便番号
ホ 所在地
ヘ 電話番号
ト ファクシミリ番号
チ 電子メールアドレス

備考1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を
自署で行う場合は、押印を省略することができます。
2 2欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に
記入してください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※大阪府受付欄

様式第7号（第23条関係）

建築物環境計画変更届出書

大阪府温暖化の防止等に関する条例第18条第1項又は第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

大阪府知事 様
年 月 日

届出者 住所
氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) (印)

1 計画を変更する特定建築物の直前の届出の内容

イ 特定建築物の名称
ロ 特定建築物の所在地
ハ 届出年月日
ニ 届出番号
ホ 変更しようとする内容
(変更前)
(変更後)

ヘ 変更に係る工事の着手予定年月日 年 月 日
ト 工事完了予定年月日 年 月 日

2 代理者

イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
ロ 氏名
ハ 勤務先 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ 郵便番号
ホ 所在地
ヘ 電話番号
ト ファクシミリ番号
チ 電子メールアドレス

備考1 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で
行う場合は、押印を省略することができます。
2 2欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記
入してください。
3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※大阪府受付欄

様式第10号 (第30条関係)

建築物環境性能表示届出書

大阪府温暖化の防止等に関する条例第23条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大阪府知事 様

年 月 日

届出者 住所
氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 建築物環境性能表示の概要

- イ 特定建築物の名称
- ロ 特定建築物の所在地
- ハ 建築物環境計画書の届出年月日
- ニ 建築物環境計画書の届出番号
- ホ 建築物環境性能表示を表示した者
 - 特定建築主等
 - 販売等受託者

住所

氏名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

へ 広告に建築物環境性能表示を最初に表示した日

2 代理人

- イ 氏名
- ロ 勤務先
- ハ 所在地
- ニ 電話番号
- ホ ファクシミリ番号
- へ 電子メールアドレス

備考1 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) の記載を

自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※大阪府受付欄

様式第9号 (第27条関係)

建築物工事完了届出書

大阪府温暖化の防止等に関する条例第20条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大阪府知事 様

年 月 日

届出者 住所
氏名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

1 工事が完了した特定建築物の直前の届出の内容

- イ 特定建築物の名称
 - ロ 特定建築物の所在地
 - ハ 届出年月日
 - ニ 届出番号
 - ホ 工事が完了年月日
-
- 2 代理人
 - イ 資格 () 建築士 () 登録第 号
 - ロ 氏名 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 - ハ 勤務先 () 建築士事務所 () 知事登録第 号

ニ 郵便番号

ホ 所在地

へ 電話番号

ト ファクシミリ番号

チ 電子メールアドレス

備考1 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) の記載を

自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に記入してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※大阪府受付欄

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">様式第12号 (第36条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">電気需給対策計画書 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">大阪府温暖化の防止等に関する条例第30条 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> </div> <p style="text-align: right;">備考 (略)</p>	<p style="text-align: center;">様式第12号 (第35条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: center;">電気需給対策計画書 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">大阪府温暖化の防止等に関する条例第29条 第1項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> </div> <p style="text-align: right;">備考 (略)</p>

様式第11号 (第32条関係)

建築物環境性能表示変更届出書

大阪府温暖化の防止等に関する条例第24条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

大阪府知事 様
 届出者 住所 年 月 日
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 印

- 1 建築物環境性能表示の概要
 - イ 特定建築物の名称
 - ロ 特定建築物の所在地
 - ハ 建築物環境計画書の届出年月日
 - ニ 建築物環境計画書の届出番号
 - ホ 建築物環境計画変更届出書の届出年月日
 - ヘ 建築物環境計画変更届出書の届出番号
 - ト 建築物環境性能表示届出書の届出年月日
 - チ 建築物環境性能表示届出書の届出番号
 - リ 変更後の建築物環境性能表示を示したもの
 - 特定建築主等
 - 販売等受託者
- ス 広告に変更後の建築物環境性能表示を最初に表示した日
 氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

- 2 代理人
 - イ 氏名
 - ロ 勤務先
 - ハ 所在地
 - ニ 電話番号
 - ホ ファクシミリ番号
 - ヘ 電子メールアドレス

備考1 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) の記載を
 自署で行う場合は、押印を省略することができます。

2 2欄は、建築主からの委任を受けて届出をする場合に
 記入してください。

3 ※印のある欄は、記入しないでください。

※大阪府受付欄

様式第15号 (第43条関係)

事後調査結果報告書
(略)

大阪府温暖化の防止等に関する条例第34条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

備考 (略)

様式第14号 (第41条関係)

発電備計画書
(略)

大阪府温暖化の防止等に関する条例第33条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

備考 (略)

様式第13号 (第38条関係)

電気需給対策報告書
(略)

大阪府温暖化の防止等に関する条例第31条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

備考 (略)

様式第15号 (第42条関係)

事後調査結果報告書
(略)

大阪府温暖化の防止等に関する条例第33条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

備考 (略)

様式第14号 (第40条関係)

発電備計画書
(略)

大阪府温暖化の防止等に関する条例第32条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

備考 (略)

様式第13号 (第37条関係)

電気需給対策報告書
(略)

大阪府温暖化の防止等に関する条例第30条
第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

(略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則の様式により作成した用紙として使用することができる。